

性的少数者の「儀礼としての結婚式」に関して

近年、性的少数者（いわゆるLGBT等）についての課題が顕在化してきた。そのような中、築地本願寺に同性同士の結婚式の申し込みがあり、「パートナーシップ仏前奉告式」という名称にて執り行うことについての問い合わせが寄せられ、総局および企画諮問会議において検討がなされた。その過程で浄土真宗本願寺派総合研究所においても、問い合わせ内容に関して検討するために、外部有識者も交えた検討グループを組織し、とくに性的少数者の「儀礼としての結婚式」に関して検討を進めてきた。ここに、その検討結果の報告をおこなう。

検討するにあたり、次のことを前提とし留意した。

- ・LGBT等のいわゆるセクシュアル・マイノリティを「性的少数者」と呼ぶ。以下の検討からも理解されるように、人間の性は多様であり、世間で通用している「同性愛」「同性愛者」という呼称は誤解を生みやすいため、よりの確に「性的少数者」という言葉を使う。ただし、社会的な

慣例になっっている場合もあり、現段階で理解しやすい場合には、同性愛という言葉も使う。

今回の検討課題は、性的少数者の「儀礼としての結婚式」であり、法的な意味での結婚の是非を検討するものではない。

性的少数者のいわゆる「結婚」や「結婚式」という課題の基本には、性的少数者への差別と偏見という人権の課題があり、まずはその課題を検討する。

目次

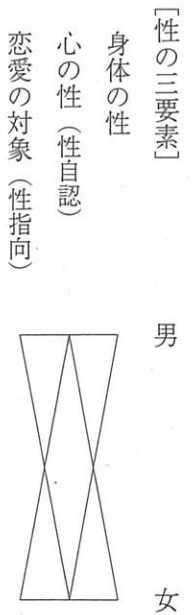
- I) 性的少数者とは…課題と問題
- II) 性的少数者の「結婚」「結婚式」について
- III) 宗門の立場から

I) 性的少数者とは…課題と問題

人が恋愛の対象として、どのような対象を選択するかを考える前に、個人が自分の性に関してどのような自己認識を持つかを理解しておく必要がある。そのことも含めて、以下のことを確認しておく。

- 【身体的性】 身体的に女性的特徴を備えているか、男性的特徴を備えているかということ。
- 【性自認】 身体的特徴にかかわらず、自分が精神的に女性であるか、男性であるかを、どのように自己認識しているかということ。
- 【性指向】 どのような存在を恋愛の対象として選ぶか、ということ。

このことを前提にすると、恋愛や「結婚」の組み合わせは、身体的には男性、性自認も男性、性指向は女性のいわゆる男性と、身体的には女性、性自認も女性、性指向は男性といういわゆる女性という組み合わせが圧倒的に多数である。しかし、例えば、相対的には少数ではあるが、身体的には男性、性自認は女性、性指向は女性、あるいは性指向は男性ということもある。理解しやすくするために、性に関する三要素を使って、次のような図を示しておく。



現在、欧米では性的少数者を「LGBT」と呼称しているが、それを簡略に示しておく。

- L…レズビアン（女性同性愛者）
- G…ゲイ（男性同性愛者）
- B…バイセクシュアル（男女両性に惹かれる者）
- T…トランスジェンダー（身体の性と心の性が一致しない者）

この他にも、

- Q…クエスチョニング（性自認、性指向が定まっていない者）
- A…アセクシュアル（無性愛者）

という範疇もあり、性的少数者には定義しきれないさまざまな「性」のあり方があり、これらの名称や定義は一応のもの

さて、性的多数者は、これらの性的少数者やその性指向が「病的」あるいは「異常」であるという先入観を持ち、意識的にも社会的にも差別をしてきたのではなからうか？

これに関しては、次のことをまず私たちは厳粛に受けとめるべきであろう。

すなわち、WHO（世界保健機関）が1990年に、それまで性的少数者（同性愛）を治療の対象として分類していたが、性的少数者の性自認や性指向を疾病分類名から完全に削除し、ついで1993年に、性的少数者はいかなる意味でも治療の対象ではないとしたこと。

また、国連人権理事会は2011年に、「Born Free and Equal——Sexual Orientation and Gender Identity in Human Rights Law——」つまり「生まれながらの自由と平等——人権における性的指向と性自認——」を決議採択している。

これらの国際的な潮流からも明らかなように、性的少数者の存在と性指向は、「病的」でもなく、「異常」でもなく、そうではなく「性の在り方は多様である」というのが、国際的な認識となっている。

これらのことから、次のようなことを認識すべきであろう。
・「性自認」と「性指向」とは、LGBT等の当事者に限ら

ず、あらゆる人間に共通する事項である。LGBT等の当事者と圧倒的多数者（いわゆる異性愛者）との間には明確な線引きはできない。

- ・性的な相対的多数者と性的少数者の存在は、二つの範疇に分類されるものではなく、「性の多様性」という事実そのものである。また、「異性愛者」が圧倒的多数派であることから「普通」であり、性的少数者が少数であるが故に「異常」とあるという認識は、誤りである。
- ・「性指向（どのような存在を恋愛の対象として選ぶか）」を趣味・嗜好の問題、あるいは自らの意思で「同性愛者」になった、「同性愛」は自由意思で選択したという認識は誤りである。また、各種の調査からも知られるように、性的少数者とは、どのような文化、社会にも数パーセントの割合で存在しており、時代的な流行という問題ではない。

さて、このように、性的少数者とは性の多様性のなかで認識されるべき存在であるにもかかわらず、現代日本の社会では、性的多数者がそのような適切な認識を持たないために、性的少数者は青年期から自らの性自認、アイデンティティ認識に悩むだけではなく、さらにそれを打ち明けられぬ苦悩を抱え、差別に苦しんでおり、自死亡率も高いというのが現実である。

「性自認」と「性指向」とはあらゆる人に共通する事項であるにもかかわらず、性の多様性が適正に認識されず、特定の性

自認や性指向が、批判や否定をされ、差別に曝されたり、あるいは権利が制限されている現状は、人が生まれながらにして自由かつ平等であることを保証した『日本国憲法』にも反することといえよう。(『日本国憲法』第14条「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」)

このような現状を踏まえ、先に見たWHOや国連人権理事会の決議のような国際的な流れのみならず、近年では日本の地方自治体や民間企業でも性的少数者に対する偏見や差別を克服していく努力がなされている。代表的なものとしては、東京都の渋谷区が制定した「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」があり、その趣旨は、いかなる差別もあつてはならないという人権尊重の理念と人々の性の多様性への理解を、区民全体で共有できるよう、また自分と違う他者、少数者を否定しない社会の実現を目指す、ということである。

Ⅱ 性的少数者の「結婚」「結婚式」について

【結婚とは何か?—法的な意味—】

法的な意味での結婚とは、単に愛し合う二人が共に生きることを意味するだけでなく、法的に二人の関係を認知し、法律によって制度化し、両者の社会的な権利と義務を定め、保護す

低…企業による諸サービスの提供(民間レベル)

(結婚式場での「結婚式」は法的なものではなく、儀礼であるため、ハードルとしては低い。寺院などの宗教施設での「結婚式」もこの範疇に入れられる)

・ハードルがもつとも高いレベルとしては、西ヨーロッパ諸国やアメリカが国レベルの対応をとっている。ただし、法的には認めているが、ローマカトリック教会は、性的少数者への差別を自己批判しているものの、「結婚」「結婚式」は認めていない。これは、キリスト教の教義(創造神による男女の創造)を厳格に解釈すること起因する。

・パートナーシップの証明などについては、既見の「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」があり、その要旨は以下の通りである。

第2条(7) 同性愛者、両性愛者及び無性愛者である者並びに性同一性障害を含め性的違和がある者を性的少数者と定義する。

第2条(8) 「男女の婚姻関係と異なる程度の実質を備える戸籍上の性別が同一である二者間の社会生活関係」をパートナーシップとして認定する。

第10条 …区長はパートナーシップに関する証明を発

することを伴う社会制度である。具体的には1947年に制定された『民法』第4編「親族」に、第一章「総則」、第二章「婚姻」、第三章「親子」、第四章「親権」、そしてそれに関連して、第5編「相続」が規定されている。

この民法規定の背景には、明治政府は近代国家として国民を国家管理の下におくため、1872年に「戸籍法」を制定し、そこで婚姻をふくむ戸籍制度を確立し、国民を「家」「家族」の単位で登録し管理するようになったことがある。さらに、1898年に制定された『旧民法』では、戸籍法をもとに婚姻・家族制度を制定し、それが現行『民法』にも引き継がれている。

これらから理解されることは、近代日本では「法的に認められた婚姻を基本とする家族制度」という価値観があり、婚姻関係とは法的に認められた場合のみに限定されることとなっている。

【性的少数者の「結婚」「結婚式」について】

性的少数者の「結婚」や「結婚式」に関しては、国内外さまざまな事例から、次のような三つのハードルを仮定して考えると理解し安いであろう。

高…差別のない結婚を法律で正式に認め制定する(国家レベル)

中…パートナーシップの証明など(地方行政レベル)

行する。

さて、このパートナーシップ証明は法律上の認定とは異なる。しかし、実際には、例えば、病院などでは、この証明書によって配偶者と同等の対応がとられたり(危篤、面会謝絶の場合など親族として面会が可能となる)、保険会社や一般企業でのサービスを受ける際に証明として使うことができるようになる。さらに、性的少数者を精神的に激励(エンパワー)するという意味でも、非常に効果のある制度と評価されている。

さて、このような状況の中で、法的に、あるいはパートナーシップ証明のような形でも、性的少数者の「結婚」や「結婚式」に反対する意見が皆無というわけではない。

まず、反対意見の代表的なものとしては、「憲法や法律で認めていない」というものがある。その根拠は、『日本国憲法』第24条1「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」という条文であり、「両性」をいわゆる常識概念の「男性」と「女性」であると解釈し、性的少数者の結婚は認められない、認めべきではないという意見である。これは、先に見た法的に認めた結婚制度を基本とした家族制度が日本の社会秩序を維持しているという価値観に基づくものである。

これに対しては、(1) 条文の「両性」の異なった解釈もあり、(2) また憲法制定当時には性的少数者の課題は顕在化していなかったため、配慮されていないだけであり、(3) さらに、多数者の単一の価値観のみを正しいとしてよいのであろうか、多様性を認め少数者を尊重するのが民主主義の原則であるといった批判もある。

・あるいはまた、「理解できない」「気持ちが悪い」という非理性的な嫌悪感、誤った先入観からの反対もあると推測される。しかし、性的少数者に対する嫌悪の感情は、自己内の差別意識として克服されるべき事柄であり、まして嫌悪の感情から、他者の当然の権利を認めずに、逆に侵害し抑圧することは、著しい差別であり、是正されるべきものといわなければならない。

以上のように、性的少数者の「結婚」「結婚式」に関しては、人権問題として考えられ、扱われるようになってきているというのが、国内外での大きな潮流である。

Ⅲ) 宗門の立場から

本論冒頭で記したように、性的少数者の「結婚」「結婚式」の妥当性という課題を設定する以前に、この課題の根本には性的少数者への差別、偏見を克服するということが宗門内外の課

題としてあることを認識すべきであろう。

宗門はこれまで長年、人権運動・反差別への取り組みを進めてきたという実績もある。性的少数者への差別意識に向き合い、「結婚」「結婚式」をも含めて今後、現実的に出てくるであろう諸課題に対して、そのような実績を踏まえて適切に対応していくことが必要であろう。以下、いくつかの仏教的、真宗的な観点から、基本的な考え方を確認しておこう。

【仏教の人間理解から】

「諸行無常」と「縁起」の真理からも明らかのように、生きとし生けるもの、万物は、無始の過去以来、そして未来永劫にわたり、一切が互いに関わりあいつつ、一瞬も留まることなく変化転変し続けている。「諸法無我」の教えや「空」の真理が説くように、そこには固定的な「自我」は存在し得ない。それにもかかわらず、意識の働きを持った私たちは固定的な「自我」を計らい妄想し、その自我に執着し、自己中心的、自己閉鎖的な在り方から抜け出ることができない。これこそが自己(自己)と他(他者)との対立と排除の意識を生み出すのである。この自他の対立こそが、あらゆる差別の根源にあることを改めて認識すべきであろう。

【経典から】

阿弥陀如来の平等の大悲あるいは本願とは、あらゆる存在を

対象としたものであり、経典上では「十方衆生」「一切衆生」というように表現される。それは、如来は誰ひとり見放すことなく、一人ひとりを大切にすることであり、いかなる人であつても差別されることはない。阿弥陀如来の四十八の本願がそれを示している。このように阿弥陀如来に願われ、しかも縁起的に存在している私たちは、それにもかかわらず他者を差別し、排除する愚かさ(あほう)に甘んじてよいのだろうか？

【真宗における結婚の意味】

法然聖人は「ひじりて申されずば、めをまうけて申すべし。妻をまうけて申されずば、ひじりにて申すべし」と考えられていた。(法然聖人「禪勝房傳説の詞」念仏者として生きていくために、もつとも好ましい環境を選ぶということである。

また、当時の世間的な常識や批判を超えて、親鸞聖人が恵信尼さまと歩んだ生き方に学ぶことも大切であろう。

【宗門の現代的な取り組みとして】

性的少数者の「結婚」「結婚式」は性自認や性指向で苦悩する人びとの切実な課題のひとつである。我が宗門が、苦悩する人びと、少数弱者に寄り添うことを使命とするのであれば、「結婚」という法的な面で解決されていない現状であつても、例えば、先に見た渋谷区の「パートナーシップ証明」などにも倣って、「パートナーシップ仏前奉告式」を執り行うことに、

教理的には問題はないであろう。また、子ども・若者ご縁づくり推進室が実施中の「思春期・若者支援コーデイネーター養成研修会」の中でも、性的少数者の悩みに寄り添うことも課題としており、当事者を講師に招くなどして学びを進めている。

性的少数者に関わる課題に対して、宗門は今後も積極的に意識改革を進め、性的少数者に寄り添う実践をさらに進めていくことが肝要であろう。

(浄土真宗本願寺派総合研究所長 丘山願海)